

不要となった事務物品 などをお売りします

いずれも長期間使用した物品です。購入を希望される方は現物を確認してから見積書を提出してください。

実施要領等 市役所防災管財課（本庁舎2階）、または各支所・行政サービスセンターに備え付けてあるほか、市ホームページからもご覧いただけます。

見積書の受付期限

8月28日(水)
受付時間は午前8時30分～午後5時（土日祝日を除く）

内覧会を行います

- ・事務用品 8月23日(金)
- ・佐渡島開発総合センター
- ・調理器具 8月19日(月)
- ・子ども若者相談センター
- ④手続きについて
- ・防災管財課 管財係 63-3125
- 事務用品について
- 両津支所 地域支援係 27-2111
- 調理器具について
- 子ども若者相談センター 58-8077

講演会「アルコールと うまくつきあうために」

⑧8月26日(月) 午後2時～3時30分
会井コミュニティセンター

⑨お酒との上手なつきあい方やアルコール依存症の基本的な知識など

⑩医療法人恵松会 河渡病院

院長 若穂 徹氏

⑪8月23日(金)までにお電話でお申し込みください。

⑫佐渡保健所 地域保健課

74-3407

住宅用火災警報器の購入費 助成事業の募集中間を 令和2年3月31日まで 延長しました

大切な命を守るため、すべての住宅に設置が義務付けられています。

75歳以上の高齢者のみ世帯や、重度障がい者を含む世帯に住宅用火災警報器の購入費を助成しています。

詳しくは、お問い合わせください。

⑬・⑭高齢福祉課 高齢福祉係

63-3790



不正請求の抑止と発見！

本人通知制度に登録ください

住民票などが本人の知らないところで不正に取得され、ストーカー行為や人権侵害を引き起こす事例もあります。

本人通知制度に登録することにより、不正請求が発覚する可能性が高まり、不正請求を抑止することへ繋がります。

⑮事前に登録された方の住民票や戸籍謄本などを第三者、弁護士や行政書士、代理人などの本人以外の方に交付した場合に、登録者本人にその事実をお知らせします。

対象となる証明書

①住民票の写し（除票を含む）

②住民票の記載事項証明書

③戸籍の附票の写し（除附票を含む）

④戸籍の謄本・抄本

（除籍、改製原戸籍を含む）

⑤戸籍の記載事項証明書

対象外となる場合

・本人や親族（本人と同等に証明書が請求できる方）からの請求

・国や地方公共団体の機関から請求

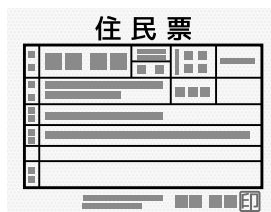
登録の手続き

本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等）を持参の上、市役所市民生活課（本庁舎1階）または、各支所・行政サービスセンターの窓口で申請してください。

⑯市民生活課 戸籍係

63-5112

本人通知制度で
不正請求の抑止と
発見!



両津地区公民館で成人検診を受診される皆さまへ

両津地区公民館の場所は、市役所両津支所内です

両津地区公民館は、今年1月に新設した市役所両津支所3階（両津湊）にあります。

梅津にある旧両津地区公民館とお間違えのないようにご注意ください。

⑰両津支所 福祉保健係 27-2114